

議案第四十四号

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月二十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「百分の百」を「百分の五十」に改め、同項第二号中「百分の百三十五」を「百分の百十五」に改め、同項第三号中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改め、同項第四号中「百分の百六十五」を「百分の二百十」に改め、同項第五号中「百分の百八十」を「百分の百四十」に改め、同項第六号中「百分の百六十五」を「百分の百五」に改め、同条第二項中「五十」を「四十一・二五」に改める。

第六条第一項第一号中「百分の百四十」を「百分の八十五」に改め、同項第二号中「百分の百九十」を「百分の百六十五」に改め、同項第三号中「三十年」を「二十五年」に、「百分の

二百」を「百分の百七十五」に改め、同項第四号中「三十一年」を「二十六年」に、「三十三年」を「三十四年」に、「百分の百五十」を「百分の百六十」に改め、同項第五号中「三十四年」を「三十五年」に、「百分の六十」を「百分の九十」に改め、同条第二項中「五十九・二」を「四十九・五五」に改める。

第十条第一項中「に対して、次項の規定により付与されたポイントのうち、評価期間におけるものを合計したものに」を「の評価期間の初日の属する年度からその者の評価期間の末日の属する年度までの各年度ごとに当該各年度にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める点数（以下「ポイント」という。）を合計した点数に、」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第一号区分 三百六十
- 二 第二号区分 三百
- 三 第三号区分 二百四十
- 四 第四号区分 百八十五
- 五 第五号区分 百六十五
- 六 第六号区分 百五十
- 七 第七号区分 百三十
- 八 第八号区分 零

第十条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、当該退職した者に休職月等がある場合及び区規則で定める事由がある場合は、ポイントについて、区規則で定めるところにより必要な調整を行う。

第十条第三項中「前項各号」を「第一項各号」に改める。

第十一条第四項中「（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。）」を削る。

付則に次の一条を加える。

第七条 退職した者が港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成二十五年港区条例第 号）による改正前の第十条第一項及び第二項の規定により付与したポイント（平成二十五年四月一日以後に都職員等から引き続き新たに職員となつた者にあつては、区規則で定めるところにより付与したものを含む。以下「確定ポイント」という。）を有する場合であつて、確定ポイントに第十条第六項に定める退職手当の調整額の単価（以下この条において「単価」という。）を乗じて得た額（以下「旧調整額」という。）が同条第一項の規定により計算した退職手当の調整額（次項の規定に該当する者にあつては、同項に規定するポイントにより計算した額）を超えるときは、第十条第一項及び次項の規定にかかわらず、旧調整額をその者の退職手当の調整額とする。

2 第十条の規定の適用を受ける者で、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日

までの間に退職したもののポイントについては、同条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて当該各号に定める点数をその者のポイントとする。

一 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める点数

イ 第一号区分 二百八十

ロ 第二号区分 二百二十六・七

ハ 第三号区分 百七十三・四

ニ 第四号区分 百二十一・七

ホ 第五号区分 百一・七

ヘ 第六号区分 九十

ト 第七号区分 七十六・七

チ 第八号区分 零

二 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める点数

イ 第一号区分 三百二十

ロ 第二号区分 二百六十三・四

ハ 第三号区分 二百六・七

- ニ 第四号区分 百五十三・四
- ホ 第五号区分 百三十三・四
- ヘ 第六号区分 百二十
- ト 第七号区分 百三・四
- チ 第八号区分 零

3 前二項の規定は、第二十四条の規定に該当する者に対して支給する退職手当の調整額の計算について準用する。

4 平成二十五年四月一日以後に退職（第五条第一項の規定に該当する場合を除く。）する者がその者の評価期間のうち平成十九年度以前において港区職員の給与に関する条例第五条第一項第一号に規定する行政職給料表(二)（以下「行政職給料表(二)」という。）の適用を受け、かつ、第十条第一項第八号に掲げる区分に該当する期間（以下「対象期間」という。）を有する場合は、対象期間一年度につき、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて当該各号に定める点数（当該対象期間中に同条第四項に規定する休職月等がある場合及び区規則で定める事由がある場合にあっては、区規則で定めるところにより必要な調整を行った点数）をそれぞれ合計した数に単価を乗じて得た額をその者の退職手当の調整額に加算する。

- 一 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間 二十
- 二 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間 四十

三 平成二十七年四月一日以後の期間 六十

5 前項の場合において、その者が対象期間中に行政職給料表(二)の職務の級が二級(平成十七年三月三十一日以前の期間にあつては、三級)以上であつた期間(その者が都職員等として引き続き在職期間を有する場合にあつては、当該期間においてその者がこれらに相当する職務の級以上であつた期間)を有するときは、対象期間一年度につき、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に於いて当該各号に定める点数(当該対象期間中に第十条第四項に規定する休職月等がある場合及び区規則で定める事由がある場合にあつては、区規則で定めるところにより必要な調整を行った点数)をそれぞれ合計した数に単価を乗じて得た額を前項の規定により退職手当の調整額に加算する額に加算する。

一 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間 六・七

二 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間 十三・四

三 平成二十七年四月一日以後の期間 二十

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(退職手当の基本額に係る経過措置)

2 この条例による改正後の港区職員の退職手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)

第五条第一項の規定に該当する者のうち、施行日から平成二十七年三月三十一日までの間（以下「経過措置期間」という。）に退職したものに対して支給する退職手当の基本額（改正後の条例第四条の三に規定する退職手当の基本額をいう。以下同じ。）については、改正後の条例第五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に於いては、当該各号に定める額をもって、その者に支給する退職手当の基本額とする。

一 施行日から平成二十六年三月三十一日までの間 退職日給料月額（改正後の条例第五条第一項に規定する退職日給料月額をいう。以下同じ。）に、その者の勤続期間に於いて付則別表第一の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

二 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間 退職日給料月額に、その者の勤続期間に於いて付則別表第二の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

3 改正後の条例第六条第一項及び第七条第一項の規定に該当する者のうち、経過措置期間に退職したものに対して支給する退職手当の基本額については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に於いて当該各号に定める額をもって、その者に支給する退職手当の基本額とする。

一 施行日から平成二十六年三月三十一日までの間 退職日給料月額（改正後の条例第七条の三に規定する者にあつては、同条の規定により計算した額。以下「最終給料月額」という。）に、その者の勤続期間に於いて付則別表第三の支給率の欄に定める数を乗じて得た

額

二 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間 最終給料月額に、その者の勤続期間に応じて付則別表第四の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

4 前二項の規定は、改正後の条例第七条の四第一項、第八条、第九条、第十八条第四項、第二十四条及び第二十五条の規定に該当する者に対して支給する退職手当の基本額の計算について準用する。

付則別表第一（付則第2項関係）

勤 続 期 間	支 給 率
1年	0.83
2年	1.66
3年	2.50
4年	3.33
5年	4.16
6年	5.00
7年	5.83
8年	6.66
9年	7.50
10年	8.33
11年	9.16
12年	10.00
13年	10.83
14年	11.66
15年	12.50
16年	13.33
17年	14.16
18年	15.00
19年	15.83
20年	16.66
21年	17.50
22年	18.33
23年	19.16
24年	20.00
25年	20.83
26年	21.66
27年	22.50
28年	23.33
29年	24.16
30年	25.00
31年	25.83
32年	26.66
33年	27.50
34年	28.33
35年	29.16
36年以上	30.00

付則別表第二（付則第2項関係）

勤 続 期 間	支 給 率
1年	0.66
2年	1.33
3年	2.00
4年	2.66
5年	3.33
6年	4.00
7年	4.66
8年	5.33
9年	6.00
10年	6.66
11年	7.88
12年	9.10
13年	10.31
14年	11.53
15年	12.75
16年	14.28
17年	15.81
18年	17.35
19年	18.88
20年	20.41
21年	22.36
22年	24.31
23年	26.26
24年	28.21
25年	30.16
26年	31.70
27年	33.23
28年	34.76
29年	36.30
30年	37.83
31年	39.08
32年	40.33
33年	41.58
34年	42.83
35年	44.08
36年以上	44.16

付則別表第三（付則第3項関係）

勤 続 期 間	支 給 率
1年	1. 21
2年	2. 43
3年	3. 65
4年	4. 86
5年	6. 08
6年	7. 30
7年	8. 51
8年	9. 73
9年	10. 95
10年	12. 16
11年	13. 98
12年	15. 80
13年	17. 61
14年	19. 43
15年	21. 25
16年	23. 16
17年	25. 08
18年	27. 00
19年	28. 91
20年	30. 83
21年	32. 75
22年	34. 66
23年	36. 58
24年	38. 50
25年	40. 41
26年	42. 28
27年	44. 15
28年	46. 01
29年	47. 88
30年	49. 75
31年	51. 28
32年	52. 81
33年	54. 35
34年	55. 28
35年以上	55. 98

付則別表第四（付則第3項関係）

勤 続 期 間	支 給 率
1年	1. 03
2年	2. 06
3年	3. 10
4年	4. 13
5年	5. 16
6年	6. 20
7年	7. 23
8年	8. 26
9年	9. 30
10年	10. 33
11年	12. 06
12年	13. 80
13年	15. 53
14年	17. 26
15年	19. 00
16年	20. 83
17年	22. 66
18年	24. 50
19年	26. 33
20年	28. 16
21年	30. 00
22年	31. 83
23年	33. 66
24年	35. 50
25年	37. 33
26年	39. 06
27年	40. 80
28年	42. 53
29年	44. 26
30年	46. 00
31年	47. 56
32年	49. 13
33年	50. 70
34年	51. 96
35年以上	52. 76

(説明)

職員の退職手当を引き下げるほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。